

群馬県前橋市 デマンドバス運行業務視察

日 時：平成23年10月20日（木）14：00～15：30

場 所：前橋市役所会議室（交通政策課）

《前橋市の概要》

面積・人口・世帯数

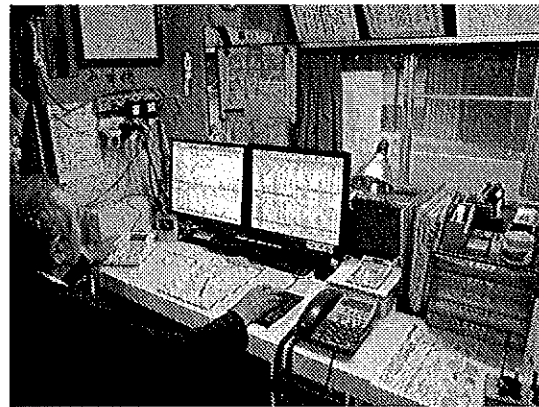
(H23.9.30 現在)

区分	数 値	備 考
面 積	311.64 k m ²	デマンドバス運行地域面積 93.88 k m ² (H16.12.5 編入地区—大胡 町、宮城村、粕川村合併)
人 口	343,558 人	デマンドバス運行地域人口 37,849 人 (H16.12.5 現在)
世帯数	140,281 世帯	

【ふるさとバス車両】



【オペレータによる受付】



1. 前橋市のデマンドバス

- ①車両 ワゴン車(10人乗り)4台、バス停数 240箇所。乗りたいバス停、降りたいバス停、人数を電話で予約（タクシー会社委託）。
- ②運行時間帯（8：30～19：00）であれば、いつでも行くことができる。
- ③システムの一括管理により、現在の運行状況を把握でき、利用者の指定された時刻に対応。
- ④運賃 大人200円、中学生以下100円（距離に合わせた運賃設定なし）
・他の人と一緒になり、遠回りになる可能性があるため、乗車の場合には時間に余裕を持って乗車していただく。

⑤利用状況

- ・1日当たり稼働率 約110人。1台当たり25人～30人。
デマンドバス運行前の路線バスの利用者数約70人と比較して約1.5倍に増加。
- ・年間利用者数 = H19:40,186人 H20:39,381人
H21:38,019人 … 若干の減少傾向
- ・高齢者の女性が約半数を占めている。
- ・平日は土日祝日の1.3倍の利用
- ・利用目的 買い物、通院 56%、 観光・レジャー 23%

2. 今後について・・・問題点等

- ①利用者数について、ほぼ横ばい、また、高齢者の方から利用方法がわかりづらい・・・PRしていく。
- ②旧市部と3地区の路線バスで収支率に差があったことについて、改善の必要があったが、運賃設定を200円と安い設定であるため、多くの利用者の確保必要となった。今後は運賃設定の見直し検討。
- ③利用客から要望で、「何処どこのバス停に何時に着きたい」と言われても、乗合バスのため保障が出来ない。もし走行中に予約が入った場合、大回りになる可能性あり。
- ④朝夕の時間帯に予約が集中し、待ち時間が1時間となるケースあり。これが問題で利用客が増えない理由かも。台数を増やすと人件費等の増加。
- ⑤デマンド方式で運行しているが、定時性が必要ということで、朝の1本目だけ定時定路線で運行。8時30分からはデマンド。
- ⑥本市は、土日運行実施。利用客少ないが観光客が利用。予約必要となるが事前登録は必要ないため、不特定多数が利用。市外の方も利用するが、利用方法がわかりにくいため利用数は多くない。
- ⑦本市の人口は頭打ち。高齢化率が上昇しているが、だからと言ってバス利用率が増えたかとそうでもない。免許を持ったまま高齢化。平成21年8月から高齢者の免許返納事業を開始して、年間400人程度の返納あるため、かなり有効と思う。

埼玉県北本市 デマンドバス運行業務視察

日 時：平成23年10月21日（金）10：00～11：30

場 所：北本市役所会議室（政策推進課）

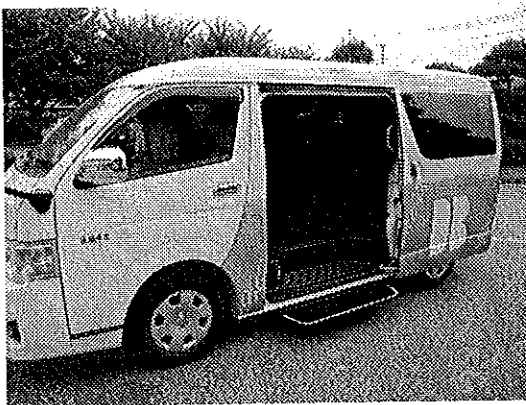
《北本市の概要》

面積・人口・世帯数

(H23. 4. 1 現在)

区分	数 値	備 考
面 積	19.84 k m ²	参考：坂井市 209.91 k m ² (春江町：24.43 k m ²)
人 口	69,985 人	
世帯数	27,632 世帯	

【デマンドバス車両】



1. 北本市のデマンドバス

1) 利用するためには予め利用者登録必要（登録用紙を市役所提出）

①電話により事前予約をすることで、自宅または近くの乗降場まで迎えに行く。

・対応するオペレータがシステム一括管理。

②乗り合いになるため、近い順番に目的地へ送る。

2) 運行内容

①運 行 日： 毎日運行（無休）

②予約受付期間： 利用する1週間前から当日1時間前まで

③運行時間帯： 朝8：30～夕方5：30まで

④運 行 車 両： 8人乗りワゴン車2台、4人乗り普通車1台 計3台

・月～金 ワゴン車2台、普通車1台

・土 ワゴン車1台、普通車1台

・日曜祝日 ワゴン車1台

⑤利用できる方： 市内在住者、市内勤務・通学者

- ⑥乗降場所： ・ 予め決められた市内の共通乗降場（公共施設、病院、駅等）
・ 利用者登録された方の自宅を乗降場として利用可能。
- ⑦利用運賃： ・ 市内均一 300円
・ 小学生未満 無料
・ 身体障害者等 150円

2. テスト運行・実証運行の結果

1) 利用者登録状況

①平成22年度末現在の登録者数 4,140人 (2,273世帯)

- ・ 北本市以外の登録者数 41人。
- ・ 現在は4,700人まで増えている。(約7%)

2) 年齢層登録者数

①65歳以上の高齢者 約6割、50歳以上65歳未満 約2割。

3) 地区別登録者

- ・ 交通空白地域の登録者数が多い傾向にあり、駅周辺とか人口が比較的多い地域はもともと交通の便がいいため登録者数が少ない。

4) 日別利用者数

①実証運行（365日運行）

- ・ H22.4～H22.9 ワゴン車2台運行
1日当たり 40人～60人前後の利用者
- ・ H22.10～H23.3 ワゴン車2台+セダntaxi1台
1日当たり 60人～80人前後の利用者
- ・ 1台当たりの乗車人数 概ね20人程度

5) 運賃収入 月30万円程度

3. 今後の課題、問題点等

- 1) 乗り合い率が少ない・・・1人だけの乗車多い。
- 2) JR線沿い・・・住宅等が途切れないため、隣の町の病院に行きたいとの声多い。
- 3) 利用者・・・増加すれば市の負担減少し収支率も2割になることが望ましい。事業者のインセンティブがないと無理。

4. 本運行の利用状況

- 1) 利用頻度・・・登録者4,000人以上で、実際利用した人は1,000人程度。
- 2) 個人の自宅前とは別に、共通乗降場を500箇所以上。北本駅の利用1番。2番目が総合病院。その他、交通施設、公共施設、商業施設等。
- 3) 1台当たりの乗客数・・・7割が1人、2人が2割、3人以上が1割。
タクシーの乗車定員数は、あまり関係ない。

大野市デマンド視察概要

日時：平成 23 年 7 月 19 日 14:10～16:00

場所：大野市役所 2 階会議室（都市計画課）

I. 大野市のデマンド

1. 乗合タクシー

- ①「大矢戸・乾側地域」「森目・阪谷地域」「友兼・蕨生地域」「小山・木本堀兼地域」の 4 つの地域を運行区域としている。
- ②利用を希望する人が 1 時間前までに電話で予約する必要があり、区域内の各集落で定められた停留所と、「大野駅」「寺町口」「大野六間」「結ステーション」「大野市役所」の各停留所で、乗降することができる。
- ③運賃は利用距離に応じて 200 円、300 円、400 円。子どもは半額で、日曜日と祝日、年末年始(12/31～1/3)は運休している。

II. 乗合タクシーについて担当者の意見

- ・以前までは、乗り換えをしないと大野市の中心部まで行けなかった。平成 22 年 10 月より中心部に乗り入れるようになった。⇒高齢者は目的地へ乗り換えてまで行こうとは思わない。
- ・現在はだいたい 1 便平均 2 人の利用
- ・予約がないところには行かない。
- ・自由乗降はしていない
- ・現在の運行率（稼働率）は 7 割程度
- ・高齢者の利用がほとんどだが、「予約が面倒だ」とか「利用の仕方がわからない」との意見が多い。チラシ配ったり、説明会なども積極的に行ってきたりしたがなかなかわかってもらえない。電話して予約するということに対して高齢者はだいぶ抵抗がある。
- ・現在の利用者は固定の利用者がほとんど。
- ・地区に一つずつ停留所があるが、乗らない地区は乗らない。乗合タクシーをやったからといって新しい需要の開拓までには至らない。
- ・現在の乗合タクシーにしたことで 1,000 万円だったものが 600 万円ほどになった。ただ稼働率からみればもっと安くてもよいと思う。

福井市コミュニティバス運行支援事業視察概要

日時：平成23年9月15日（木）14:00～15:30

場所：福井市役所交通政策室

1. 事業の目的

- ・地域特性にふさわしい交通サービスを確保する。

2. 基本的な仕組み

(1) 地域住民、交通事業者、福井市が一緒になって地域の移動ニーズに合わせたバスの運行計画を考える。

1) 勉強会の開催

- ・地域住民とは、自治会役員、まちづくり組織の関係者、地区の各種団体役員等で構成

- ① 構成員等の意見の取りまとめ、事業に取り組む意向調整
- ② 基礎的な知識等の学習・・・事業の内容、法令関係手続き
- ③ 地区の特性や交通の現状の把握
情報分析、住民尾の意向、要望等の把握。
- ④ 解決方法の検討・・・地域コミュニティバスの必要性、目的整理
- ⑤ 地域の合意形成・・・運行エリアの関係組織の合意、説明会実施

2) 協議会の設立・開催

- ・地域の合意形成の状況等を踏まえて

- ① 運行協議会の設置
役員の決定、規約作成、予算、スケジュール等の検討
- ② 利用促進構想の作成
地域コミュニティバスの周知、広報及び利用促進に関する取組みについて検討
- ③ 運行事業者の公募・選定
公募は市ホームページに掲載、関係書類を添えて応募

3) 試行運行の準備・開始

- ・市や運行事業者と協力して、バス路線新設に必要な許認可手続き。

- ① 地域コミュニティバス運行に関する契約締結等
- ② 運行計画・利用促進計画の策定
地域・交通事業者が協働して運行計画等のチェック・・・申請
- ③ 事業認定申請書の審査 → 市
- ④ 交通会議の開催・・・事業の認定
- ⑤ 道路運送法の許認可手続・・・試行運行の開始

3. 取組み状況

- ・試行運行を実施している地区・・・川西地区、殿下地区、酒生地区、鶉地区
- ・試行運行を検討している地区・・・7地区